

第2号議案

公益社団法人守口市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規 程の一部改正について

定款第13条第2号の規定により、次のとおり総会の決議を求める。

令和8年5月30日

公益社団法人 守口市シルバー人材センター

理事長 川部 政彦

記

1 理 由

定款第13条第2号の規定に基づき、役員の報酬等の額の決定又は支給
基準について総会の決議が必要なため

2 内 容

別紙 新旧対照表のとおり

3 施 行 日

令和8年6月1日

第2号議案

役員報酬等及び費用に関する規程の一部改正について (新旧対照表)

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| 第1条及び第2条 略 (報酬等の支給) | 第1条及び第2条 略 (報酬等の支給) |
| 第3条 略 | 第3条 略 |
| 2 理事長及び副理事長には、職務の執行状況により、 <u>月額8万円</u> の範囲内の金額を理事会の承認を得て支給する。 | 2 理事長及び副理事長には、職務の執行状況により、 <u>月額5万円</u> の範囲内の金額を理事会の承認を得て支給する。 |
| 3 非常勤役員には、職務執行1日につき日当として <u>3,000円</u> を支給する。 | 3 非常勤役員には、職務執行1日につき日当として <u>2,000円</u> を支給する。 |
| 4 略 | 4 略 |
| 5 略 | 5 略 |
| 6 略 | 6 略 |
| 7 略 | 7 略 |
| 以下 略 | 以下 略 |
| 附 則 この規程は、令和8年6月1日から施行する。 | |